附　則（平21. 6.18）

この改正は、平成21年６月18日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項、第24条１項、第43条１項、第53条第１項、第３項、第54条第１項、第55条を改正。

附　則（平22. 6.18）

1　この改正は、平成22年６月18日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第11条、第11条の２、第11条の３、第11条の４、第15条
第15条の２、第15条の３、第15条の４、第16条、第17条
第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の２、第21条の３
第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第27条の２
第27条の３、第27条の４、第27条の５、第28条、第29条
第29条の２、第29条の３、第29条の４、第30条、第31条
第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第39条
第39条の２、第39条の３、第39条の４、第48条、第52条
第59条、第62条、第67条の２、第67条の３、第67条の４、第67条の５、第69条を改正。

2　前項の規定にかかわらず、第11条第７号、第17条、第18条及び第19条に係る改正は、平成22年10月１日から施行する。

3　協会は資金需要者の実態等を勘案し、必要があると認めるときは、この規則による改正後の規定の実施状況について検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附　則（平25. 4. 1）

この改正は、平成25年４月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第11条、第74条を改正。

附　則（平25.10. 1）

この改正は、平成25年10月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第15条、第39条の３を改正。

附　則（平26. 6.10）

この改正は、平成26年６月10日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第３条、第11条を改正。

附　則（平28.10. 1）

この改正は、平成28年10月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第11条を改正。

附　則（平28.12. 1）

この改正は、平成28年12月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第３条、第15条、第22条を改正。

業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

（目的）

第１条　この細則は、協会員による適切な業務運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るうえで必要な社内態勢整備として、貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則（以下「自主規制基本規則」という。）第11条で定める各事項の留意点及び必要事項を定めるものとする。なお、協会員が本細則の各事項に対応した社内規則等を整備するための参考として、社内規則策定ガイドラインを別に定めたので、協会員においてはそれぞれの規模又は特性に応じて、創意、工夫のうえ社内規則等を策定されたい。

（経営管理等）

第２条　貸金業が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者（以下「経営陣」という。）自らが率先して法令等遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要である。経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、業務の適正な運営を確保するため、法令等の遵守をチェックする内部管理部門及び被監査部門とは独立して法令等の遵守をチェックする内部監査部門の機能を強化するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する為の対応態勢の構築や、利益相反が生じる可能性のある業務に係る内部牽制機能を充実させるなど、法令等遵守態勢の確立・整備を経営上の最重要課題の一つとする。

特に、監督指針に記載された、いわゆる不祥事件が発生した場合には、社内規則等に則った内部管理部門への迅速な連絡及び経営陣への報告、監督当局への第一報、事後対応における内部牽制機能の適切な発揮、再発防止の為の改善策や情報開示等について適切に対処する必要がある。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　法令等遵守及び適正な業務運営を経営の重要課題とした基本理念（ポリシー）
⑵　経営陣の責務（特に、コンプライアンス態勢の構築）
⑶　内部管理部門を担当する部署及び責任体制
⑷　反社会的勢力への対応態勢の構築
⑸　内部管理部門による検査、監視及び牽制態勢
⑹　内部監査部門の整備、監査業務内容及び監査結果の処理（個人業者にあっては、業務を適切に遂行しているか検証するための方法及び経営者の責任）
⑺　法令等の違反など、重大な問題が発生した場合の社内態勢（経営陣への報告、関係当局への報告及び届出、事実関係の調査、資金需要者等への対応、再発防止策の策定、情報開示、責任の明確化等を含む）

（法令等遵守態勢）

第３条　協会員が、貸金市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令及び社内規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、資金需要者等からの信頼を確立し、ひいては貸金市場の健全性を確保するうえで重要である。

協会員は、業務の適正な運営を確保する観点から、コンプライアンスに係る基本的な方針、具体的な実践計画や行動規範等を示した社内規則等を定め、収益目標に偏重することなくコンプライアンスを重視し、またこれについて適宜の見直しを行う必要がある。

2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。

⑴　コンプライアンスに係る基本方針及び役職員に対する周知徹底方法
⑵　貸金業を適切に行うために遵守すべき諸法令及び協会の定める自主規制規則等
⑶　業務の透明性を確保するための情報開示基準及び手続き
⑷　法令等に則った業務運営が行われているかどうかの検証方法

（反社会的勢力による被害の防止）

第３条の２　協会員が、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。

もとより、貸金業者として業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組むことが必要である（反社会的勢力のとらえ方については、平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」を参照。）。